長与町農業委員会会議録

令和２年３月２５日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

令和２年３月農業委員会総会

１．　日時　　令和２年３月２５日（水）　　１３時３０分から１６時００分

２．　場所　　長与町役場　４階第１委員会室

３．農業委員会委員　　出席委員（１２名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　柳原　厚志

委員　　３番　崎山　光子　　４番　古立　英明　　５番　辻田　晶夫

６番　田中　稔　　７番　柿本　香代　　８番　岡﨑　道子

９番　渡邊　章三　　１０番　山本　純博　　１１番　上杉　司

１２番　益冨　雅彦

４．農業委員会委員　　欠席委員（０名）

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（８名）

１番　原口　司　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　森内　忠嘉　　５番　梶尾　厚　　６番　中村　栄治

７番　坂本　謙二　　８番　柳原　弘

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（０名）

７．　議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　３番　崎山　光子　　４番　古立　英明　委員

第２　　第１号議案　農地法第３条規定による許可申請について

第３　　第２号議案　農地法第４条規定による許可申請について

第４　　第３号議案　農用地利用集積計画について

第５　　第４号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について

第６　　第５号議案　長与町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則

第７　　第６号議案　長与町農地利用状況調査員設置要綱の一部改正する要綱

第８　　第１号報告　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出

８．　農業委員会事務局職員

事務局長　　村田　佳美

農政農地係長　　森　雅之

農政農地係主任　　松本　あゆ子

事務局　皆さん、こんにちは。

それでは、総会の開催に先立ち報告をいたします。令和２年３月の総会開催にあたりまして、長与町農業委員会　総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する過半数以上、本日は現在１１人の出席でございます。農地利用最適化推進委員は「８人」出席でございます。本日は５番の辻田　晶夫委員が今お見えになっておりませんが、後ほど遅れて来られるというご連絡をいただいておりますので、ご了承ください。よろしくお願いいたします。

では、会長の方で、議事等の進行をお願いします。

議　長　みなさんこんにちは。今朝皆さんも長与町でコロナ発生ということで、非常に反応をされたのではないかと思います。私も朝７時から県下各地から電話が入って、「大丈夫か？」というような話がありました。皆さんニュースでご存知のように、長崎大学の学生がイギリスから帰ってきて短期留学でかかったということで、実は長崎大学も、ニュースで見ますと、１００人くらい海外留学をしているそうです。その方々が長崎に帰ってこられますから、その都度いろいろなことが発生すると思いますが、ただ市中感染はしていないということですから、一安心をしておりますけれども。ひとつ皆さんも私を含めご高齢の方も多数いらっしゃいますから、今日は会議の中で注意をしなければならないということで、だいたい１時間かからないうちに会議を区切って、空気の入れ換えをしたり、そういう形でしていきたいと思います。今日は年度最後の議案ということで、たくさんありますけれども、実は人事異動がありまして、事務局長が交代をすることになっております。村田事務局長には女性の局長としてがんばっていただきました。この後、後任は福本美也子さんが女性の管理職ということで、就任なさるということになっております。村田事務局長は、今度は職員２０人ばかりいる税務課長で、昇進をするという形でなっております。

議　長　それでは、令和２年３月の農業委員会総会を開催致します。

まず、始めに日程第１の農業委員会　総会規則、第 18 条の規定によりまして、議事録署名　委員を２人、指名致します。３番　崎山　光子　委員、４番　古立　英明　委員を指名いたします。

日程第２　本日は、第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請についてが、２件。第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請についてが、１件。第３号議案　農用地利用集積計画についてが、５件。第４号議案では第３号議案の４件目、５件目の案件に伴って、農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取についてが、２件。第５号議案では、長与町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則が、１件。第６号議案では、長与町農地利用状況調査員設置要綱の一部を改正する要綱が、１件出されています。そして、報告事項では、農地転用専決処分報告が１件出されています。

では、日程第２。提出された議案の審議に入ります。第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について、議案書のナンバー１をお開きください。
整理番号４、申請地が長与町本川内郷（地番）、畑、４，５８７㎡。同じく（地番）、畑、３６４㎡。同じく（地番）、畑、２１６㎡。合計３筆　５，１６７㎡です。農地区分は、農用地区域内の３筆です。申請者は、譲渡人が、長与町本川内郷（地番）、（氏名）さん。譲受人が、長与町本川内郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は所有権移転の売買です。売買価格は、〇〇円。１０ａ当たりの売買単価は、備考欄に記載しておりますが、（字名）の２筆が、１０ａあたり〇〇円。（字名）の１筆が、１０ａあたり〇〇円です。申請理由は、備考欄に記載している通り譲渡人は、高齢で農業経営が困難であり地元農業者に売却する。譲受人の耕作地は、３１，５３６㎡、労働力は、３人です。都市計画区域外となります。
　土地の所在ですが、２ページをお開き下さい。本川内郷〇〇バス停より１ｋｍほど進んだ図面上部の紫で表示している場所が、申請地、本川内郷（地番）、青で表示している場所が本川内郷（地番）、〇〇バス停より約８００ｍ下った、図面下の方の赤で表示している場所が本川内郷（地番）となります。
　以上で、説明を終わります。

議　長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。原口司推進委員

推進委員１　番　３月１９日の１４時から局長、森さん、農業委員の柿本さん、私とそれから（譲受人）も一緒に回ってくれました。
　（譲渡人）はもう病院に入っておられて、子供たちも農業をしないということで、地元の（譲受人）に譲り受けるということです。それで、地図を見てもらいたいんですが、次のページ。２ページの一番上の方が紫色の（地番）、一番広い所なのですが、（氏名）さんが下の半分はみかん、上を野菜として作っておられたのですが、近くに周りは（譲受人）のみかん園なので、隣だから買いませんか、という話がいって買うことになったものです。道路はものすごく周りはきれいで、本当に緩やかな傾斜地で、ここは広くて（譲受人）は良いみかんを作れるのではないかなと思います。
　ただし、その下の青、狭い所です。（地番）、今手を入れられていなくて、どちらかというと、ほったらかしにされていて、竹が出てきていたので、簡単には畑にならないと思うんですが、もうまとめて（譲渡人）の土地なんで、ここを残したらいかんということで（譲受人）が一緒に買ったというような、荒れた土地です。それから、一番下に赤い所があります。（地番）です。これも、左側と下側は（譲受人）のみかん園なんです。ここも手入れされていなくて、芝があったのですが、やっぱりここをそのまま残すというのはいかんということで、（譲受人）に買ってくれんね、という話があって。私は思うんですが、（譲受人）は仕方なく買ったのではないかというような一角でした。前は畑だったので、畑には、みかん山にはすぐなるとは思いますが、機械を入れてきれいにしなければならないなというような土地でし

た。（譲受人）なら、皆さんご存知のように、本格的なみかんを作っておられますし、問題ないと思います。以上です。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。７番柿本香代農業委員

７　番　　原口さんが丁寧に説明をしてくださったので、もういいかと思うのですが、（譲受人）も労働力もあられるし、毎日畑に出られて、頑張っておられます。現在〇〇会長もされていますし、私も（譲受人）が面積をどれくらい持っているかわからなかったのですが、一生懸命される割には、面積がちょっと狭いのかなという印象を受けていたので、今後労力もありますので、一生懸命がんばられると思いますので、いいかと思います。ご承認お願いします。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
はい、渡邊委員どうぞ。

９　番　　（地番）は、みかんを植えるのでしょうか。何も植えてなかったように思いましたが。

推進委員
１　番　　何も植えていないのではなくて、（氏名）さんが上の方は野菜を植えておられました。その後、（譲受人）がみかんを植えるそうです。以上です。

議　長　　渡邊委員、いいですか。素畑で野菜をつくっていらしたので、原口さんが言われているように植栽はその後に可能じゃないかと思います。他にありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農地法第３条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　異議ないということで決定致します。次に、２件目に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局　　それでは、２件目の説明を行います。議案書のナンバー１をお開きください。

整理番号５、申請地が　長与町岡郷（地番）、畑、３２１㎡。同じく（地番）、畑、１２４㎡。合計２筆、４４５㎡。農地区分は、農用地区域内が、２筆です。申請者は、譲渡人が、長与町岡郷（地番）、（氏名）さん。譲受人が、長与町岡郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、所有権移転の贈与です。備考欄に記載している通り譲渡人は、高齢のため、譲受人へ申請地を無償贈与する。譲受人の耕作地は、５，１５４㎡、労働力は、１人です。都市計画区域外となります。

土地の所在ですが、３ページをお開き下さい。岡郷（店舗名）より４００ｍほど山側へ進んだ、図面下の方の赤で表示している場所が、申請地、岡郷（地番）、青で表示している場所が、岡郷（地番）となります。

以上で、説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。柳原　弘　推進委員

推進委員
８　番　　現地確認を３月１９日の午前中に村田さん、森さん、水谷会長、田中委員、私と５名で行いました。ここは、お父さんが息子さんに無償で贈与するということで、２筆贈与するということです。本人が今までも管理しながらやっておられました。隣接する畑も借りて、農業を始めて５年くらいだそうですが、桃とかみかんとかいろんな作物を作っておられました。若いし、やる気満々で別に問題ないと思います。以上です。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。６番田中稔農業委員。

６　番　　ただいま推進委員が説明をされた通りなのですが、私はこういう親子の関係は、我々農業委員は大いに推進をしていかなければならないと感じました。生前贈与ですので、非常に有利な贈与ができますので、皆さん、各地区におられましたら、そういう推進をした方が良いですよ。というアドバイスをした方が良いのではないかと感じております。以上です。

議　長　　はい、ありがとうございました。説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

はい、渡邊委員どうぞ。

９　番　　備考欄に「高齢」としてありますよね。この高齢とは事務局はどういうふうに捉えていらっしゃるのですか。例えば、高齢者が７５歳以上とか、「高齢のため」とかありますが、だいたいどれくらいで捉えていらっしゃるのか。

議　長　　事務局。

事務局　　はい、事務局としましては、年齢を何歳から高齢というふうな基本的な年齢等は定めておりません。ただ、本人さんたちが申請書を書いていただく上で、譲る理由はどういうことですか、と書いてある記載を見ますと、高齢のため自分はできませんので、新しい方に譲りますよ。という記載がありますので、それを元に備考欄の方には記載をするようにしております。実際いくつからが高齢なのかということに関しては、８０代になっても、９０代になっても、元気に仕事をしている方もいらっしゃいますので、農業委員会の事務局として、年齢の線引きはしておりません。以上でございます。

議　長　　渡邊委員。

９　番　　はい、了解。

議　長　　他にご質問ございませんか

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
２件目について、説明のとおり、農地法第３条の規定による許可申請を許可することについて農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定致します。
続いて第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局　　それでは、第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請について、議案書のナンバー１をお開きください。整理番号１、申請地が　長与町平木場郷（地番）、畑、２７１㎡。農地区分は、農用地区域外の１筆です。申請者は、長与町平木場郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、住宅用地で利用期間は、永久です。施設の概要を申し上げます。木造瓦葺平屋建て所要面積２７１㎡。建築面積　５０．９４㎡。駐車場面積　５０㎡。備考欄に記載している通り申請者は、車いす生活を行っている家族のために部屋を増設する。また、親族がお盆、正月に来るたびに申請者宅前に路上駐車をして迷惑をかけているので、来客用駐車場も併設する。増設予定の部屋のトイレの汚水排水については、隣接道路の下水管に接続する。雨水排水は、既設の側溝に流下させる。都市計画区域外となります。
なお、立地基準は３種農地、一般基準については、書類と現地での確認上、問題はございません。
土地の所在ですが、２ページをお開き下さい。平木場郷（施設名）より１６０ｍほど進んだ、図面、右手の青く表示している場所が、申請地、平木場郷（地番）となります。
以上で、説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。尾﨑明光推進委員。

推進委員
２　番　　現地確認を、３月１９日午前９時３０分より行いました。立会人は、古立農業委員、水谷会長、局長、森係長あとは地主さんでお話をしました。内容については、備考欄に書いてある通りですが、ここ数年田んぼは作っておられませんが、草刈り等管理をされている土地です。
書いてある通り、バリアフリー関係もありまして、増築をされて、生活が利便的になるようにと。
下水・水道については、下水道も既設の本家のほうから、下水管に既設に接続します。後は、地目が田んぼですので、水が上流から流れてくるわけですけれども、そういう水については、青で印をしてある上の所に三角がありますけれども、片側に迂回させて、お隣の土地に流下します、建物のかかる雨についても、既設の水路がありますので、そこに接続をして、既設の町道の方に流下するようになっております。現地等を見ても、いいか悪いかというのは、許可の内容から言ったら、説明できないところがあると思うんですが、農地としては、現況としては、田んぼですので、よい土地だと思いますけれども。うまく説明できませんで

したが、よろしくお願いいたします。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。４番　古立　英明　農業委員。

４　番　　推進委員の尾﨑さんから現地を正確に説明ありましたので、許可することをお願いたします。

事務局　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
柿本委員。

７　番　　すみません、確認なんですが、ご自宅は青の所の左の方で間違いないでしょうか。

議　長　　事務局。

事務局　　ご自宅は、左になりますけれども、四角が３つくらいある所の一番隣接している所になります。以上です。

議　長　　他にありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
この農地法第４条の許可申請を県へ進達することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員ですので、県に進達することに決定いたします。

議　長　　続いて第３号議案　農用地利用集積計画１件目を審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限に該当することを先に申し上げます。従いまして、〇〇委員におかれましては、一旦退席をお願いします。

（〇〇委員　退席後）

議　長　　事務局から説明をお願いします。

事務局　　それでは第３号議案　農用地利用集積計画についての案件に入りますが、１ページから３ページの議案提出・規定・集計表等については、省略させていただきます。

それでは議案書の４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町吉無田郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆です。長与町三根郷（地番）、田　１，５０３㎡です。

別紙でお配りしております、利用権の設定に関する同意書をご覧ください。この農地は、未相続農地のため、相続権利者へ利用権の設定に関し同意を得ております。

次に、利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は水稲です。期間は、令和２年４月１日から令和７年３月３１日までの５年間です。年間の借賃は、年間米〇〇ｋｇを毎年１０月頃、自宅へ納入します。平成２１年より継続して借り入れており３回目の更新となります。

土地の所在ですが、６ページをお開き下さい。三根郷、（施設名）より３００ｍほど進んだ図面右側の黄緑で表示している場所が申請地　三根郷（地番）となります。以上で、説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。田中光夫推進委員。

推進委員３番　　１９日の午前中に会長、村田さん、森さん、（借主）で現地を確認しました。継続ということもあり、何の問題もないと思われます。以上です。

議　長　　はい、ありがとうございました。

続きまして、私も現地確認を行いましたのでご説明いたします。

この地番の奥地の方に（借主）の土地もあるということで、一団の土地ということでずっと継続して作っているということですので、問題ないということを私も確認しております。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
はい、渡邊委員どうぞ。

９　番　　継続ですが、何回目ですか。

議　長　　事務局どうぞ。

事務局　　平成２１年からずっと継続して３回目の更新となります。以上です。

議　長　　渡邊委員、どうぞ。

９　番　　農業委員会が中間管理機構を使いましょうということで、数年前からこういう議案がありますよね。これについては、隣の課の問題だという話でずっときていましたけれども、なかなかそこら辺が解消されていないなと思っているんですね。中間管理機構を使うようにした方が、長与町としての成績も上がるのではという話もあって、平成２１年から３回目ですから、特にこの件は５年間という期間もあるから、前は１０年くらいとか言っていましたが、今はそういうのが撤廃されていますから、なるだけならそういうことを契約する前に本人さんも含めてできなかったのかな。と思ったものですから。そこら辺の見解はどうなんですかね。

議　長　　私から申し上げます。この件については、私も担当と何度となく「できるだけ中間管理を使おうよ」と申し出をしております。ただ、ここの中に至って、やっぱり生産体質強化の相対、農業委員会経由が簡単だという意識が非常にまだ根底にあるわけですね。やはり、それについては、今後指導を重ねてくださいということを私の方からも指導をしていますし、新年度からはそういう所の徹底を申し上げこちらからの向こうの課長も含め　協議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。他に質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり農用地利用集積計画を許可することに異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が過半数を超えていますので、許可することに決定致します。退席されていた〇〇委員の入室を事務局から伝えてください。

（〇〇委員　着席後）

議　長　　〇〇委員に申し上げますが、申請があった農用地利用集積計画についての１件目につきましては、許可することに決定されたことを報告いたします。続いて、２件目について、説明をお願いします。

事務局　　次に議案書の７ページをお開き下さい。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆です。長与町斉藤郷（地番）、田１，５１１㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は水稲です。期間は、令和２年４月１日から令和７年３月３１日までの５年間です。年間の借賃は、年間米〇〇ｋｇで、毎年年末に自宅へ納入します。平成７年より継続して借り入れており３回目の更新となります。
土地の所在ですが、９ページをお開き下さい。斉藤郷（施設名）より３００ｍほど進んだ図面の下の方の緑で表示している場所が申請地　斉藤郷（地番）となります。
以上で、説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。坂本謙二推進委員。

推進委員
７番　　３月１９日午前１１時から会長、村田さん、森さん、渡邉委員、私の５名で現地確認をおこないました。場所は作業しやすいところで毎年米をつくられておられるところです。継続

で問題ないと思います。以上です。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。９番渡邉章三　農業委員。

９　番　　今、推進委員の坂本さんが言われた通り別に問題ないと思います。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり農用地利用集積計画を許可することに異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　全員ですので、許可することに決定致します。続いて、３件目について説明をお願いします。

事務局　　次に議案書の１０ページをお開き下さい。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（会社名）代表取締役（氏名)さん、長与町高田郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、(氏名）さん、長与町岡郷（地番)。利用権を設定する土地は１筆の一部です。長与町岡郷（地番)、畑　１１，３８９㎡の一部４，６１０㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名はみかんと野菜です。期間は、令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの１年間です。年間の借賃は、〇〇円で、４月中に自宅へ納入します。平成３１年に新規で借り入れており１回目の更新となります。
土地の所在ですが、１２ページをお開き下さい。岡郷（施設名）より２００ｍほど海側に進んだ、図面左側の緑で表示している場所が、申請地　岡郷（地番）で、柄の場所が今回の対象農地となります。
以上で、説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。柳原弘推進委員。

推進委員８番　　先ほどの日にちと同じ３月１９日に先ほどの皆さんと同じ日に確認いたしました。ここは１年契約ということで、去年もここに立会に行きましたが、この土地の中で今みかんと野菜が半々くらいということを聞きまして、だいぶ野菜畑が増えたなという感じがいたしました。白いにんじんとか、黒いにんじんなど珍しいものを作って、（店舗名）なんかに持ってきておられます。継続ということで問題ないと思います。以上です。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。６番田中稔農業委員。

６　番　　今推進委員の方が説明された通りです。企業が農地の集積で借りてやられるということで、非常に特殊な例です。年間の借賃か非常に高いということも皆さんおわかりかと思うんですが、反の〇〇円くらいになるんですね。企業はそれでも儲かるんだという考えで、私は認識をおしております。

また、こういう企業というのは、経営が成り立たない場合は、途中でポンっと引きますから、本当はもっと高い値段でも良いのかなと思っています。しかし、これは当人同士の取り決めですから、良いと思っています。そういうことで、企業に土地を貸すということは、そういういろんなことを考えてやらなければならないのかなとつくづくこの２年間で思っております。よろしくお願いします以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり農用地利用集積計画を許可することに異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　全員一致ですので、許可することに決定致します。

次に第３号議案の４件目、農用地利用集積計画について並びに第４号議案の１件目農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について併せて審議いたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局　次に議案書の１３ページをお開き下さい。

利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所　公益財団法人　長崎県農業振興公社理事長　上田裕司さん、長崎市尾上町３番１号（県庁行政棟５Ｆ）。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する土地は７筆です。長与町本川内郷（地番）、畑　６８８㎡。同じく（地番）、畑　２，６０６㎡。同じく（地番）、畑　２，０３８㎡。同じく（地番）、畑　１，１４８㎡。同じく（地番）、畑　１，４８３㎡。同じく（地番）、畑、１，４４５㎡。同じく（地番）、畑、７２０㎡。合計７筆　１０，１２８㎡です。利用権の種類は使用貸借で、利用内容は、樹園地です。期間は、令和２年５月１０日から令和７年５月９日までの５年間です。利用権設定等促進事業の成立により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律は、使用貸借です。新規契約となります。これらの農地は、令和元年７月の総会時に農地法第３条で贈与の許可を受けた８筆のうちの７筆となります。

土地の所在ですが、１４ページをご覧下さい。本川内郷○○バス停の上部で図面右側の茶で表示している場所が、申請地　本川内郷（地番）、ピンクで表示している場所が、本川内郷（地番）、水色で表示している場所が、本川内郷（地番）、群青で表示している場所が、本川内郷（地番）。図面中央部の黄緑で表示している場所が、本川内郷（地番）、黄土で表示している場所が本川内郷（地番）、緑で表示している場所が本川内郷（地番）となります。

次に第４号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について、４ページをお開き下さい。

利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社　理事長上田裕司さん、長崎市尾上町３番１号（県庁行政棟５Ｆ）。権利を設定する土地は、第３号議案４件目の案件と同様ですので、割愛させて頂きます。

以上で、説明を終わります。

議　長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。原口司推進委員。

推進委員１番　３月１９日１４時から、村田局長、森さん、農業委員の柿本さん、私と（借主）本人が立ち合っていただきました。半年前の７月の第１号議案の中で８筆、祖父から、新規に就農するということで、孫の（借主）に贈与された分のうちの７筆です。あと１筆は大型の機械を入れて、盛んに畑をきれいに整地されていましたので、そこを残して、今回７筆だけ中間管

理を入れて、本人からＡｔｏＡにします。木場の皆さんと同じようにＡｔｏＡにするという申請が出ています。これは問題ないと思います。以上です。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。７番柿本香代農業委員。

７　番　　木場全体で、農地中間管理機構を利用して。ＡｔｏＡをしていますので、その分で（借主）もＡｔｏＢからＡｔｏＡにするということで、今回の申請がなされています。以上です。

議　長　　説明がおわりましたが、ご意見・質問はありませんか。
渡邊委員どうぞ。

９　番　　８筆あって、７筆。残りに１筆ついては今後貸し借りはしないのですか。

事務局　　はい、残り１筆おそらく現在基盤整備したところであり、改植をされているかと思います。具体的に、今後中間管理に提供するかということは、工事をしている最中でもありますし、もともとは荒れていた土地だということもありますし、出来上がった後に確認していきたいと思います。

議　長　　渡邊委員。いいですか。

９　番　　工事中だからしないというより、先々するのなら、一緒にした方が良い。工事をしていても良かったのではないかなと思うのですが、何かそこらへんは制約があるのですか。

事務局　　すみません、特段今回残り１筆について、今後どのようにされるかということについては、事務局としては、まだ確認していない状況ですので、基盤整備をしているから中間管理には引き受けないという話ではない、別に制約はないと思われますが、本人さんの意向の確認が取れておりませんので、今回は確認ができていないということで回答とさせていただきます。以上でございます。

議　長　　漏れているとかそういったことではなくて、本人申請ですので、今回はこれで議案として

上げていきたいと思います。他にありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
まず、第３号議案の４件目、利用権設定からですが、説明のとおり許可することについて農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員ですので、許可することに決定します。
続いて、第４号議案の３ページの意見書に『意見なし』又は『意見あり』のどちらかを第３号議案の４件目の案件と併せて報告することになっていますので、挙手で賛否をとります。第３号議案の４件目並びに第４号議案の１件目について『意見なし』の農業委員の方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　はい、『意見なし』で報告することに致します。
次に第３号議案の５件目、農用地利用集積計画について並びに第４号議案の２件目農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について併せて審議いたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局　　次に第３号議案の議案書の１５ページをお開きください。
利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所　公益財団法人　長崎県農業振興公社理事長　上田裕司さん、長崎市尾上町３番１号（県庁行政棟５Ｆ）。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆です。長与町三根郷（地番）、田　１，２０９㎡です。利用権の種類は賃借権で、利用内容は、水田です。期間は、令和２年５月１０日から令和７年５月９日までの５年間です。借賃は、１０ａ当たり〇〇円で、年間〇〇円を毎年１２月に口座へ振込ます。利用権設定等促進事業の成立により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律は賃貸借です。新規契約となります。

土地の所在ですが、１６ページをご覧下さい。三根郷、（店舗名）より１９０ｍほど進んだ、図面上部の橙で表示している場所が申請地、三根郷（地番）となります。

次に第４号議案の５ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所公益財団法人　長崎県農業振興公社理事長上田裕司さん、長崎市尾上町３番１号（県庁行政棟５Ｆ）。権利を設定する土地は、第３号議案５件目の案件と同様ですので、割愛させて頂きます。以上で、説明を終わります。

議　長　　この件については、中間管理をはさんで（貸主）から中間管理。それから中間管理から（借主）となっております。

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。田中光夫推進委員。

推進委員３番　　現地確認を３月１９日の午前中に会長、代理、局長、森さん、私と５名で行いました。現地は去年までいちじくをしていましたが、いちじくの病気があり、今年から水田にするということで、きれいに整地をしたそうです。（借主）は機械等お持ちであって、大規模にやっておられますので、何も問題ないと思います。以上です。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。２番柳原厚志農業委員。

２　番　　（貸主）は本川内の人なんですが、三根に今言われた場所に土地を持ってらっしゃって、長い間いちじくを栽培していたのですが、先ほど田中委員さんが言われたようにいちじくに病気が発生して、いちじくの植え替えるとなれば期間がかかりますので、（貸主）も高齢ですので、植え替えてまではしたくなかったのです。田んぼにするにはやはり機械を持っていないと、なかなか耕作はできないので、（借主）は大型機械を持ってらっしゃいますので、貸して田んぼを維持してもらうということです。以上です。

議　長　　説明がおわりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

まず、第３号議案の５件目、利用権設定からですが、説明のとおり許可することについて農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　全員です。

議　長　全員一致で、許可することに決定します。
続いて、第４号議案の３ページの意見書に『意見なし』又は『意見あり』のどちらかを第３号議案の５件目の案件と併せて報告することになっていますので、挙手で賛否をとります。第３号議案の５件目並びに第４号議案の２件目について『意見なし』の農業委員の方は挙手をお願いします。

事務局　全員です。

議　長　全員ですので、『意見なし』で報告することに致します。
それでは、第５号議案　長与町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則について事務局から説明をお願いします。

事務局　次に第５号議案　長与町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。
議案書の３ページ　新旧対照表をご覧ください。
今回変更する箇所は、被推薦者及び応募者の資格、第３条でございます。左側が現行で右側が改正後の案であります。これまで、第３条の（２）に町が設置する他の附属機関の委員でない者が、被推薦者及び応募者になることができる。となっておりましたが町が設置する附属機関の委員であっても、他の委員との兼務が禁止されていない者については、被推薦者及び応募者になることができるため、今回の募集に間に合うよう、令和２年３月２日に改正いたしました。
次の４ページ以降が改正後の規則となります。以上で説明を終わります。

議　長　前回もいろいろとお話ししておりましたけど、地方自治法１７０条にある執行機関以外の附属機関についてはいいですよという形になっていますので、規則を改正することということでお願いします。
説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見質問なし】

議　長　　これで審議を終了致しますが、説明のとおり承認することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。承認することに異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　全員一致ですので、改正することにいたします。
　続きまして、第６号議案　長与町農地利用状況調査員設置要綱の一部を改正する要綱について事務局から説明をお願いします。

事務局　　次に第６号議案　長与町農地利用状況調査員設置要綱の一部を改正する要綱についてご説明いたします。
　この要綱は地方公務員法及び地方自治法の改正に伴いまして、長与町農地利用状況調査員が、長与町の会計年度任用職員に位置付けられたことにより改正を行うものです。
　議案書の３ページ。新旧対照表をご覧ください。改正する部分がたくさんございます。先程と同様、左側が現行で右側が改正後の案であります。変更する箇所につきましては下線が引いていますのでご覧下さい。
　まず目的。第１条。「農地法第３０条の規定に基づく利用状況調査」を「(農地法）第３０条に規定する利用状況調査」へ字句の修正を行っております。その下の３段目、長与町農地利用状況調査員の前に「農業委員会に」を追加しております。
　次に、委嘱。第２条。２段目、「長与町農業委員会（以下委員会という。)」を記載しておりましたが、「農業委員会」へ修正しております。次に４段目の（１）「長与町農業委員」を「長与町農業委員会委員」へ修正しております。その下（２）へ「長与町農地利用最適化推進委員」を新設しており、現行の（２）（３）（４）を（３）（４）（５）へ修正しております。
　次に　職務第３条の２段目「目視による現地調査」を改正後は、より具体的に「目視による現地調査の実施及びこれに係る調整並びに調査結果報告書の作成（第３項及び第４項において「現地調査等」という。)」へ修正しております。
　次の２　現行の下線　「調査について」を、「農業委員会に調査の結果」へ修正しております。
　次の３　現行の下線「調査は、委員会が指定する場所において」を改正後は、「調査員は、農業委員会が指定した区域の現地調査等を」へ修正しております。
　次の４　現行の下線「調査は１日７時間を限度とする。」を改正後は、「現地調査等は、

１日当たり７時間を超えてはならない。」へ修正しております。このため、目視による現地調査後に、調査結果の報告書などを作成する場合も、１日７時間以内で終了するようにお願いします。

次に任期　第５条ですね。現行の下線場所に「毎年度」と記載しておりましたが、改正後は、削除しております。

次の報償６条にはいります。第６条下線場所の「報償費は１時間当たり８５０円とし、予算の範囲内において調査員に支給するものとする。」を改正後は「調査員の報酬は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第３３号）に定めるところによります」に修正しております。この改正により令和２年度の報酬単価は、８４９円となります。

次の４ページが、改正後の要綱を表示しております。赤字で印したところが改正したところです。参考になさって下さい。

以上で、説明を終わります。

議　長　　この件は要綱ですから規則からすればもっとやわらかいものです。１条のなかでは主語がありませんでした「農業委員会」がはいります。２条については「最適化推進委員」も加わりました。

１条、２条でご意見ございますか。

【意見なし】

議　長　　つぎに３条です。３条は調査するだけでなく調査報告書もつくることが目玉で当然やっておりますが。２項３項４項も勤務の制限であります。５条はそうですけど、６条が、今までは町の報酬の規定で対応していましたが、支払の根拠が明確でありませんでしたので、長与町会計任用制度の費用弁償に準じて支給するということになりました。３条、４条、５条、６条までご意見・質問はありませんか。

【意見なし】

議　長　　この要綱に制定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

【異議なしのもの多数】

議　長　　はい、４月１日から施行させて頂きます。

議　長　　これからは、報告事項に移ります。事務局から、報告をお願いします。

事務局　　それでは報告事項の１ページをお開き下さい。

農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の専決処分報告です。

１．当事者の氏名・住所・職業　譲受人は、（氏名）さん、長与町丸田郷（地番）。職業は会社員です。譲渡人は、（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番）。職業は、無職です。２．土地の所在等ですが、長与町嬉里郷（地番）、登記簿　畑、現況　畑、面積３０４㎡です。３．転用計画は、植林です。４．申請日　令和２年２月１０日。５．専決処分の日　令和２年２月２８日。以上の通り、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。令和２年３月２５日、長与町農業委員会　事務局長　村田　佳美。

次に２ページをご覧下さい。届出の場所を申し上げます。嬉里郷〇〇公園より１８０ｍほど進んだ、図面右手の赤で表示している場所が申請地、嬉里郷（地番）となります。

以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【意見なし】

議　長　　ご意見ありませんでしたので、これで報告事項を終わります。次は、行事報告です。事務局より説明をお願いします。

【この後、令和２年３月行事報告が行われた】

議　長　　これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会３月総会を閉会します。